

2020年5月20日

国民民主党

代表 玉木雄一郎 様

日本教職員組合

中央執行委員長 清水秀行



**新型コロナウイルス感染症を受けた追加支援のための
第二次補正予算案に対する要請**

日頃、教育の発展にご尽力されていることに敬意を表します。

さて、新型インフルエンザ特措法にもとづいた緊急事態宣言が39県において解除される中、文科省は、「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた学校教育活動等の実施における『学びの保障』の方向性等」において、感染防止対策の徹底と段階的な教育活動の開始、充実の必要性を通知しました。

これまで卒業式や入学式も実施できず、長期にわたって休業が続く事態に子どもや保護者の不安が増してきました。そのような中、教職員は子どもや家庭と定期的に連絡をとりあい、学びの機会を様々な手段で確保するとともに、厳しい環境におかれた子どもの生活保障、子どもの居場所づくりに尽力してきました。

学校再開にむけ教職員からは、マスクや消毒薬等の保健衛生備品が不足していること、「新しい生活様式」を取り入れようにも教職員が足りないこと、教室等の確保ができないこと等の切実な問題が報告されています。学校現場には、感染予防対策が十分に講じられるための予算確保が必要です。また、長期間に及んだ学校休業にともない生じた子どものストレス、学力格差等に対応するためには、これまで以上にきめ細やかな対応が求められます。一次補正予算では十分な教職員等の増員には至りませんでしたが、新型コロナウイルス感染症対策の長期化が想定される中、教職員の「使命感」や「献身性」に依拠しない十分な教職員等の配置が極めて重要です。

つきましては、新型コロナウイルス感染症を受けた追加支援のための第二次補正予算について、子ども、教職員の命と健康を守り、学校の安心・安全を確保する観点から、下記について要請します。

記

I 新型コロナウイルス感染症を受けた追加支援のための第二次補正予算について

1. 学校の安心・安全の確保、感染予防対策のために

- ① 保健衛生器材（マスク、消毒薬、使い捨て手袋等）や非接触型体温計、フェイスシールド等を再開するすべての学校に必要数整備すること。
- ② 校務支援に加え、校舎・教室等の消毒業務、学校保健衛生業務等を支援するスクール・サポートスタッフを増員配置すること。
- ③ すべての学校に「感染防止対策費」を給付すること。
 - (ア)日常的な保健室機能を確保しつつ、発熱等の症状のある子どもに対応するための保健室の増設及び保健室のゾーニング等費
 - (イ)専門業者による校舎・教室等の定期的な消毒業務費
 - (ウ)子ども、家庭との連絡体制強化のための学校の電話回線増設費
 - (エ)空き教室利用に係る備品等購入費
 - (オ)課題等の郵送・作成費
 - (カ)家庭連絡等のための交通・通信費
 - (キ)増額が見込まれる水道光熱費支援費
 - (ク)その他、感染防止対策として必要な対策費

2. 子ども一人ひとりへのきめ細やかな対応、少人数授業の実施にむけて

- ①分散登校、少人数（20人未満）授業に対応するための教員を増員すること。そのために、現状の「欠員」状況を解消する、今後の教員を増員配置するために臨時教員免許の要件を緩和する等対策を講じること。
- ②授業の補習、子どもの学習状況のチェック等を支援する学習指導員を学校における柔軟な活用のもと増員すること。
- ③相談体制強化のためにSC、SSWを増員すること。
- ④校務支援のためのスクール・サポートスタッフを増員すること。

II 今後の学校運営において当面、必要な措置について

1. 労働安全衛生法にもとづいた教職員の安全と健康を確保した職場体制が構築されること。
2. 改正給特法第7条にもとづく、勤務時間管理が遵守されること。

3. 教育課程の柔軟な対応について

- ①教育課程については単年度実施に拘らず、長期的な展望のもと、単なる時数確保とならぬよう複数年での編成を可能とすること。その際、次年度、学校種が異なることになる学年についての具体的な対応を早急に示す等対策を講じること。
- ②学習指導要領における「取り扱う内容」の一部削除を示す等、早急に対策を講じること。

4. 教職員が教育に専念できる環境をつくるために

- ①教員免許更新制については本年度事業を中止し、次年度以降に隨時行う措置を講じること。
- ②学校指定研究、初任者研修等の諸研修の削減を行うこと。
- ③諸大会、諸コンクール等について教育活動を優先するに必要な処置を講じるよう関係団体に要請する等の対策を講じること。

以上